

(参考)

令和5年度の取り組みに向けた議決の要否（早見表）

| 路線名 | 運行事業者 | 道路運送法 | | 議決の要否 |
|------|-----------|----------------|---------------|-------|
| | | 第21条 (実証運行) | 第4条 (本格運行) | |
| 旧立岩線 | (有)北条粟井交通 | ○ | ○ | 必要 |
| | (有)粟井タクシー | ○ | ○ | 必要 |
| 旧河中線 | 松山観光開発(株) | ○ | | — |
| 旧五明線 | (有)祝谷タクシー | ○ | | — |
| 旧丹波線 | (有)森松交通 | ○ | | — |
| | (有)砥部タクシー | | ○ | 必要 |

旧立岩線

- ・(有)北条粟井交通及び(有)粟井タクシーにおいて、道路運送法第4条の乗合事業（本格運行）許可を取得するにあたり、本会議での議決を要します。
なお、国への手続きや審査に時間を要するため、令和5年4月から本格運行開始に至るまでの期間は、実証運行を継続したいと考えています。

旧河中線

- ・松山観光開発(株)において、引き続き、道路運送法第21条の実証運行の許可を取得したいと考えています。

旧五明線

- ・(有)祝谷タクシーにおいて、引き続き、道路運送法第21条の実証運行の許可を取得したいと考えています。

旧丹波線

- ・(有)森松交通において、引き続き、道路運送法第21条の実証運行の許可を取得したいと考えています。
- ・(有)砥部タクシーにおいては、砥部町で予約制乗合タクシーをすでに運行されており、道路運送法第4条の乗合事業（本格運行）許可を取得済ですので、今回の運行区域の拡大等に伴う変更申請の手続きを進めるため、本会議での議決を要します。